平成28年度 行政監査実施結果

平成28年度行政監査について、実施した結果は次のとおりであった。

第1 監査のテーマと目的

1 監査のテーマ

マイナンバーに係る事務処理は、適正に行われているか。

2 監査の目的

マイナンバー制度は、社会保障・税・災害対策の分野において平成28年1月から 開始され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号利用法」という。)に定められた事務に限り、マイナンバーの利用が始まっている。

マイナンバー制度は、行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによって、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すること等を基本理念としているが、取得したマイナンバーを含む個人情報(以下「特定個人情報」という。)については、法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいすることがないよう、適正に管理されなければならない。

このため、制度が開始された早い段階において、県の事務を行う上で県民からマイナンバーを取得している事務の実態を把握し、問題点や課題を整理することにより、 適正な事務の執行に資することを監査の目的とする。

第2 監査の実施状況

1 監査の実施期間

平成28年9月2日から平成29年1月18日

2 監査の着眼点

- (1)マイナンバーの取得は適正に行われているか。
- (2)特定個人情報の利用及び提供の制限は守られているか。
- (3) 取得した特定個人情報の取扱い(保管等)は適正に行われているか。

3 監査の実施方法

(1) 監査対象事務

番号利用法第9条第1項及び第2項に基づく個人番号利用事務のうち、平成28年6月1日現在において、取扱いが開始されている次の事務(表1)

No	事務名	所管課		番号利用法第9条関係 別表第一対応番号及び法律
1	地方税及び地方法人特別税に関する事務	税務課	16	地方税法その他の地方税に関する法律
2	生活保護関係事務	福祉保健総務課	15	生活保護法
3	戦傷病者戦没者遺族等援護法に関する事務	国保援護課	20	戦傷病者戦没者遺族等援護法
4	未帰還者留守家族等援護法に関する事務	国保援護課	21	未帰還者留守家族等援護法
5	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法に関する事務	国保援護課	40	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法
6	戦傷病者特別援護法に関する事務	国保援護課	42	戦傷病者特別援護法
7	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に関する事務	国保援護課	48	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法
8	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法に関する事務	国保援護課	50	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法
9	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法に関する事務	国保援護課	53	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法
10	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務	国保援護課		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
11	里親の申請及び登録に係る事務	子育て支援課	07	児童福祉法
12	費用の徴収及び負担能力の認定に係る事務(児童福祉施設(自立援助ホーム及びファミリーホームを含む)及び里親に係る事務)	子育て支援課	07	児童福祉法
13	助産及び母子生活支援の実施	子育て支援課	09	児童福祉法
14	児童扶養手当の支給に関する事務	子育て支援課	37	児童扶養手当法
15	母子父子寡婦福祉資金貸付・債権管理事務	子育て支援課	43	母子及び父子並びに寡婦福祉法
16	ひとり親家庭等日常生活支援事業関係事務	子育て支援課	44	母子及び父子並びに寡婦福祉法
17	母子家庭自立支援給付金等給付事務	子育て支援課	45	母子及び父子並びに寡婦福祉法
18	障害児入所給付費等の支給に関する事務	障害福祉課	07	児童福祉法
19	身体障害者手帳の交付に関する事務	障害福祉課	11	身体障害者福祉法
20	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付及び費用の徴収に関する事務	障害福祉課	14	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
21	特別児童扶養手当の支給に関する事務	障害福祉課	46	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
22	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する事務	障害福祉課		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若し は特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律
23	自立支援医療費(精神通院医療)の給付に関する事務	障害福祉課	84	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
24	小児慢性特定疾病医療費の支給事務	健康増進課	07	児童福祉法
25	予防接種事故救済給付に関する事務	健康増進課	10	予防接種法
26	感染症法における入院勧告措置費用負担・療養費の支給に関する事 務	健康増進課	70	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
27	特定医療費の支給事務	健康増進課	98	難病の患者に対する医療等に関する法律

(2) 実施方法

(表1)に記載の個人番号利用事務取扱所属、合計14所属に対し、平成28年 1月から8月までの間における事務処理の状況について、行政監査調書※の提出を 求め書面監査を行うとともに、調書の回答状況をもとに12所属に対して、実地監 査により関係職員への質疑等を行い状況を確認した。

- ※ 行政監査調書は、次の法令等に基づき作成
 - ・番号利用法(平成25年法律第27号)
 - ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)
 - ・知事が保有する特定個人情報の保護に係る事務取扱要領 (平成28年1月1日施行 以下「要領」という。)
 - ・マイナンバー制度開始に伴う『個人番号利用事務』及び『個人番号関係事務』に係る特定個人情報の適正な取扱いについて(通知)

(平成27年12月3日付け私文第4118号 総務部長及び企画県民部長連名通知 以下「通知」という。)

「書面監査及び実地監査実施所属](12所属)

総務部 総合県税事務所

福祉保健部 国保援護課、子育て支援課、障害福祉課、健康増進課、

中北保健福祉事務所、中北保健福祉事務所峡北支所、

峡東保健福祉事務所、峡南保健福祉事務所、

富士・東部保健福祉事務所、中央児童相談所、都留児童相談所

[書面監査のみ実施所属](2所属)

福祉保健部 障害者相談所、精神保健福祉センター

第3 山梨県における特定個人情報保護対策

1 事務取扱要領の制定

山梨県においては、平成28年1月に、「知事が保有する特定個人情報の保護に係る 事務取扱要領」が施行され、知事が保有する特定個人情報の適正な取扱いに係る事務 処理について必要な事項が定められている。

2 事務取扱要領の内容

特定個人情報の取扱いとして、次の4つの安全管理措置が規定されている。

- (1) 組織的安全管理措置
- (2) 人的安全管理措置
- (3) 物理的安全管理措置
- (4) 技術的安全管理措置

3 特定個人情報保護に向けた取り組み

(1) 組織体制

知事が保有する特定個人情報の管理を総括する特定個人情報総括責任者(総務 部長)のもと、各所属長は、特定個人情報保護責任者として、当該所属において 特定個人情報を適切に管理することとされている。

また、行政経営管理課長は、特定個人情報監査責任者として、特定個人情報の管理の状況について、定期に又は随時に点検又は監査を行い、その結果を特定個人情報総括責任者に報告することとされている。

- (2) 職員への周知状況
 - ・平成27年11月 担当者説明会を開催
 - ・平成27年12月 通知において留意点を周知
 - ・平成28年10月 職員ポータルにおいて研修を実施
- (3)監査の実施状況

平成29年1月 特定個人情報監査責任者による監査を実施

第4 監査の結果及び意見

1 マイナンバー取得事務の概要

(1) 事務取扱担当者等の明確化及び指定の状況

要領において、「保護責任者は、事務取扱担当者、個人番号利用事務等の範囲及び 特定個人情報の範囲を明確にした上で、事務取扱担当者及びその役割並びに各事務 取扱担当者が取り扱う特定個人情報の範囲を指定する」こととされている。

統一的な様式が示されていなかったため、所属によって方法は異なっていたが、 各所属工夫をして明確化及び指定が行われていた。

(2) マイナンバーの取得状況

取扱利用事務は14所属延べ66事務であり、実際にマイナンバーの取得が行われていたものは、14所属において延べ43事務であった。このうち県民から直接マイナンバーの取得が行われていたものは、8所属延べ29事務であった。

監査対象所属別の内容は、次表のとおりである。

		取扱	開始利用事	¥務数
No	所属		うち、取得 あり	うち、県民 から直接取 得
1	総合県税事務所	6	4	3
2	国保援護課	7	3	0
3	子育て支援課	2	1	0
4	障害福祉課	1	1	0
5	健康増進課	4	2	0
6	中北保健福祉事務所	8	6	5
7	中北保健福祉事務所峡北支所	5	2	2
8	峡東保健福祉事務所	6	5	5
9	峡南保健福祉事務所	10	6	5
10	富士・東部保健福祉事務所	10	7	6
11	中央児童相談所	2	2	2
12	都留児童相談所	2	1	1
13	障害者相談所	1	1	0
14	精神保健福祉センター	2	2	0
	合計 (延べ事務数)	66	43	29

(3) 本人確認の措置状況

番号利用法第16条において、個人番号の提供を受ける際、個人番号及びその者が個人番号で識別される本人であることを確認しなければならないとされている。

県民から直接マイナンバーの取得が行われていた8所属延べ29事務のうち、2 所属2事務において、本人から個人番号の提供を受ける際、個人番号がその者に係るものであることを証する書類の提示を受けて確認が行われていなかった。

2 特定個人情報の利用及び提供の概要

(1)特定個人情報の利用の状況

すべての対象所属において、当該事務を処理するために特定個人情報を利用して おり、目的外での利用は見られなかった。

(2)特定個人情報の提供の状況

番号利用法第19条において、特定個人情報の提供の制限が定められている。特定個人情報の提供の状況は次のとおりであり、いずれも適正なものであった。

		提付	供を受	けた件数			III /// > >		提	供した	件数		
提供を受けた 事務数	合計 —		提供	元別件数	内訳		提供した事務数	合計	提供先別件数内訳				
学 伤 奴		玉	他県	市町村	県庁内	他			国	他県	市町村	県庁内	他
13	14, 648	25	0	14, 623	0	0	3	1, 471	1, 466	5	0	0	0

3 取得した特定個人情報の取扱い(保管等)の概要

(1) 特定個人情報を取り扱う区域の管理状況

要領において、特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域(以下、「取扱区域」という。)を明確にし、措置を講じることとされている。

取扱区域の管理状況は次のとおりであり、4所属延べ7事務において措置が講じられていなかった。また、9所属延べ26事務については、要領に例示されている措置は講じられていなかったものの、事務取扱担当者が、周囲から見えないよう配慮しながら事務が行われていた。

(延べ事務数)

	[# m . ; ; #				
実施合計	間仕切り等の設置	往来が少ない場所 へ設置	背後から画面見え にくい場所へ設置	その他	措置を講じ ていない
40	6	2	6	26	7

[※]複数回答あり

(2)特定個人情報を取り扱う紙文書の保管状況

要領において、施錠可能なキャビネット等に保管すると定められているが、施錠 不可能なロッカーに保管されていたものが1所属1事務あった。

(3) 取扱区域外への特定個人情報の持ち出し状況及び措置状況

特定個人情報を取扱区域外へ持ち出している状況は、次のとおりである。

(延べ事務数)

		送付・受理がある					
		紙及び電子システム	紙のみ	電子システムのみ			
県庁内での送付・受理	13	12	1	0			
他の行政機関等との送付・受理	13	3	10	0			

要領において、特定個人情報を取扱区域の外へ持ち出す場合について、特定個人情報管理簿への記録及び電子媒体・紙で持ち出す場合の措置がそれぞれ定められているが、2所属延べ4事務において、特定個人情報管理簿に適切に記録されていないものが見受けられた。

・他の行政機関等から紙文書により特定個人情報を受け取った際、特定個人情報 管理簿への記録がその都度行われずに、起案時にまとめて行われていた。

(1所属1事務)

・他の行政機関等へ電子ファイルにより特定個人情報を送付した際、特定個人情報管理簿に記録されていなかった。 (1所属3事務)

(4) 特定個人情報を含む書類の決裁の状況

通知において、「文書管理システムによる決裁に当たり、特定個人情報を含む文書を添付する必要がある場合は、『紙文書』として添付し、『紙決裁』又は『併用決裁』とする。その際には、起案に添付された特定個人情報の紛失等がないように、持ち回りでの決裁を行うなど、十分に注意する」とされている。

特定個人情報を含む書類の決裁の状況は、次のとおりである。

	(延べ事務数)
電子データ添付	紙文書添付
0	33

特定個人情報を含む紙文書を添付している書類の決裁の状況は、次のとおりである。

持ち回り決裁している	持ち回り決裁していない
20	13

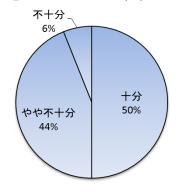
8所属延べ13事務は持ち回りでの決裁が行われていなかった。なお、うち1所属2事務においては、ファイルケース(鍵付きではない)に入れて決裁が行われていた。

4 利用事務取扱所属からの意見の概要

(1) 個人番号利用事務に関する職員への制度や運用の周知状況

職員への制度や運用の周知状況をどのように感じているかは、次のとおりである。

(延べ事務数)							
十分		やや不十分	不十分				
	33	29	4				



(2) 個人番号利用事務についての意見等

利用事務取扱所属からの意見・要望・不安などは、次のとおりである。

- ・取扱マニュアル作成や Q&A を充実
- ・「取扱規程」について、一定の様式(ひな形)の掲載
- 特定個人情報の制度所管課等(行政経営管理課、情報政策課、会計課等)による合同研修会の定期的な実施
- ・各保健所で統一的に事務を行えるよう、本課(利用事務所管所属)主催の研修 会開催
- ・背後から端末の画面がみられないよう、ディスプレイにフィルタを貼るなどの 全庁的なハード面での対策
- ・長期間保存(30年)する書類情報漏洩対策への不安

5 監査結果の一覧(再掲)

不適切な事務処理の内容は、次のとおりである。

不適切な事務処理の内容	根拠法令等	件数
本人から個人番号の提供を受ける際、個人番号がその 者に係るものであることを証する書類の提示を受けて 確認が行われていなかった。	番号利用法	2所属 2事務計2件
取扱区域の管理について、定められた措置が講じられ ていなかった。	要領	4 所属 5 事務 計 7 件
特定個人情報を取り扱う紙文書が、施錠不可能なロッカーに保管されていた。	要領	1所属 1事務 計1件
他の行政機関等から紙文書により特定個人情報を受け 取った際、特定個人情報管理簿への記録がその都度行 われずに、起案時にまとめて行われていた。	要領	1所属 1事務 計1件
他の行政機関等へ電子ファイルにより特定個人情報を 送付した際、特定個人情報管理簿に記録されていなか った。	要領	1所属 3事務 計3件
文書管理システムによる決裁に当たり、紙決裁又は併 用決裁により行われていたが、持ち回りでの決裁は行 われていなかった。	通知	8 所属 7 事務 計 1 3 件
合計 (純計)		12所属16事務 計27件

6 監査結果に基づく意見

6-1 利用事務取扱所属への意見

今回の監査において、不適切な事務処理が見受けられた。その内容は、番号利用 法や要領、各種通知等の理解不足によるものである。

利用事務取扱所属においては、担当者に対し、制度所管課が職員ポータル上に掲載した研修内容を熟読させるなどして、番号利用法や要領等について理解を深めさせた上で、適正に事務処理を行われたい。

また、人事異動により担当者が変わる際には、引継を徹底するとともに、所属内研修を行い、所属全体で法令等の正確な理解を深め、通知等による情報を共有し、特定個人情報の適正な取扱いに努められたい。

6-2 総括的な意見

今回の監査において、マイナンバーに係る取扱いを行う上で見受けられた不適切な事務処理の内容と課題を明らかにした。

マイナンバー制度は、番号利用法に定められた事務に限り、平成28年1月から 運用が開始されている。マイナンバー制度は、開始されて間もないこともあり、法 令等の理解不足により誤った運用を行い、また、適正な管理を怠ることは、情報の 漏えい、滅失のおそれもあり、厳重な対応が求められている。特に、直接県民から 特定個人情報を取得する利用事務取扱所属においては、利用目的を明らかにし、県 民から不審・不安を抱かれぬよう、丁寧な説明や対応を心掛けるとともに、要領に 定められた安全管理措置に則して、厳格に対応されたい。また、平成29年7月か らは他の地方公共団体等との情報連携が始まる予定であることから、より厳重な情報管理が行われるよう、早い段階から情報を収集し、対応を図られたい。

特に、今回の監査においては、制度所管課や利用事務所管所属からの情報や説明が不足したことにより、事務処理について利用事務取扱所属で判断せざるを得ないものもあり、取扱所属ごとに異なった対応となっている状況も見受けられた。

マイナンバー制度は、運用は開始されたものの、現時点では不明確な部分もあり、 今後、本格的な運用が始まることから、制度所管課及び利用事務所管所属において は、県全体で統一的な取扱いが行われるよう、利用事務取扱所属に対して、適時適 切に情報提供を行うとともに、マニュアル等の整備・更新や定期的な説明会の開催 等により、制度やその運用について継続的な周知に努められたい。